

岩手県監査委員告示第34号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年6月7日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗  
岩手県監査委員 吉田 政司  
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 岩手県立岩谷堂高等学校
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成27年12月3日及び平成28年1月15日
  - (2) 本監査実施日 平成28年2月15日
- 3 監査結果の公表の日 平成28年3月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 生産物売払の収入事務に当たり、現金の取扱いが著しく不適切なものが多数あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 生産物売払収入の徴収に当たっては、事務処理手順の見直しを行うとともに、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。
イ 役務費の支出に当たり、公費での支払遅延に対応するため、職員が自費で支払を行ったものが1件、18,160円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 役務費の支出に当たり、職員が立て替えた金額については、職員へ支払った。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。
ウ 需用費及び委託料の執行に当たり、決裁を得ずに執行しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	ウ 需用費及び委託料の執行に当たっては、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。
エ 収入事務、支出事務及び契約事務の執行に当たり著しく不適切な事務処理をしたもの、また、公文書を紛失しているものが多数あったので、適正な事務の執行に努められたい。  なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるほか、県の信用を損ねたものがあり、誠に遺憾である。今後、職員や組織の意識改革はもとより、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努め、県民の信頼回復に最大の努力を図られたい。	エ 収入事務、支出事務及び契約事務の執行に当たっては、事務処理手順の見直しを行うとともに、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。